

○竹富町自主防災組織補助金交付要綱

令和3年3月11日竹富町告示第16—2号

竹富町自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、竹富町自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、組織結成の推進及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「組織」とは、一定地域の住民が当該地域を災害から守ることを目的とし自主的に結成した組織で、町長が認めたものをいう。

(補助金)

第3条 補助金の額、交付時期及び交付回数は毎年度予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 結成準備補助金は、組織結成時に活動するうえで必要となる資機材の購入経費及び結成までにかかった必要経費に対し、上限を30万円とし1回交付する。
- (2) 防災訓練補助金は、組織が町または消防団の立会いの下、防災訓練を行った場合における必要経費の上限を5万円とし、1会計年度につき1回交付する。
- (3) 防災啓発活動補助金は、防災啓発を目的に訓練を除く展示会等を行った場合における必要経費を上限5万円とし、1会計年度につき1回交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の対象となる組織（以下「対象者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出し、申請するものとする。

(1) 結成準備補助金

- ア 竹富町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 購入予定資機材一覧表

エ 購入予定資機材等の見積書の写し

オ その他町長が必要とする書類

(2) 防災訓練補助金

ア 竹富町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 訓練経費予算書

エ 訓練経費の見積書の写し

オ その他町長が必要とする書類

(3) 防災啓発活動補助金

ア 竹富町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 防災啓発活動経費予算書

エ 活動予定表

オ その他町長が必要とする書類

2 対象者は、前項に掲げる書類の記載事項に重要な変更または当該事業を中止する場合は、速やかに竹富町自主防災組織補助金（変更・中止）届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付可否決定）

第5条 町長は、補助金交付の可否を決定した場合は、竹富町自主防災組織補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により、対象者に通知するものとする。

（使途及び指示）

第6条 補助金は、第4条第1項の規定により提出した事業計画書（様式第2号）に基づき使途するものとし、町長は、使途に関し必要な指示をすることができる。

（補助金の請求）

第7条 第5条の規定による通知を受けた対象者は、次に掲げる書類を町長に提出し、補助金を請求できるものとする。ただし、第4条第2項の規定により中止を届出た事業については、その限りではない。

(1) 結成準備補助金

ア 補助金請求書（様式第 4 号）

イ 竹富町自主防災組織補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）の写し

ウ 購入する資機材等の見積書の写し

エ その他町長が必要とする書類

(2) 防災訓練補助金

ア 補助金請求書（様式第 4 号）

イ 竹富町自主防災組織補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）の写し

ウ 訓練経費の見積書の写し

エ その他町長が必要とする書類

(3) 防災啓発活動補助金

ア 補助金請求書（様式第 4 号）

イ 竹富町自主防災組織補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）の写し

ウ その他町長が必要とする書類

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消しまたは補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載または補助金の使途に関して不正行為があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

（報告）

第 9 条 対象者は、当該事業が終了したとき、次に掲げる書類を速やかに町長に提出するものとする。

(1) 結成準備補助金

ア 竹富町自主防災組織補助金使途報告書（様式第 5 号）

イ 購入した資機材等の領収書の写し

ウ その他町長が必要とする書類

(2) 防災訓練補助金

ア 竹富町自主防災組織補助金使途報告書（様式第 5 号）

イ 訓練経費の領収書の写し

ウ その他町長が必要とする書類

(3) 防災啓発活動補助金

ア 竹富町自主防災組織補助金使途報告書（様式第5号）

イ 防災啓発活動補助金事業実績報告書（様式第7号）

ウ 防災啓発活動内容のわかる書類

エ 収支決算書

オ 活動経費の領収書の写し

カ その他町長が必要とする書類

(管理義務)

第10条 対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 保管責任者を定め、防災資機材は常に良好な状態で使用できるよう、その管理に努める。

(2) 防災資機材は、原則として災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用してはならない。

(補助対象)

第11条 補助金の対象となる項目については別表のとおりとする。

(補則)

第12条 この要綱は、定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に組織されている組織については、この要綱の施行時に結成されたものとみなす。

別表（第 11 条関係）

対象項目一覧

補助金種別	対象
結成準備補助金	懐中電灯、ヘルメット、携帯ラジオ、メガホン、担架、誘導旗、消火器、一輪車、のこぎり、バール、ハンマー、腕章、折りたたみ梯子、コードリール、テント、ロープ、救急セット、ベル、ビニールシート、リヤカー、その他町長が必要と認めたもの
防災訓練補助金	保険、消耗品、燃料費、炊き出し用食材、備蓄食料、印刷製本費、通信費、手数料、上記資機材、その他町長が必要と認めたもの
防災啓発活動補助金	消耗品、燃料費、炊き出し用食材、印刷製本費、通信費、手数料、委託料、講師料、その他町長が必要と認めたもの

竹富町自主防災組織補助金交付申請書

(結成準備補助金・防災訓練補助金・防災啓発活動補助金)

令和 年 月 日

竹富町長 殿

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

防災の意識高揚を図るため自主防災活動に必要な資機材を購入しますので竹富町自主防災組織補助金交付要綱第 4 条第 1 項に基づき、関係書類を添え申請します。

令和 年 月 日

自主防災組織（結成準備・防災訓練・防災啓発活動）における事業計画書

1 組織名

2 事業名称

3 事業目的

4 役職員指名

会 長	
副 会 長	
顧問（相談役）	
連 絡 係	
会 員 数	

5 期間及び場所

期間 令和 年 月 日から事業完了まで
場所

6 添付書類

購入予定資機材一覧表
購入予定資機材等の見積書の写し

7 その他

令和 年 月 日

竹富町長 殿

組織名
代表者名
住所
電話番号

補助金請求

（結成準備補助金・防災訓練補助金・防災啓発活動補助金）

令和 年 月 日付け、竹防第 号にて補助金交付決定の通知を受けた事業につきまして、竹富町自主防災組織補助金交付要綱第7条に基づき、竹富町自主防災組織補助金を別紙必要書類を添えて請求します。

金 _____ 円

振込口座

金融機関名		支店名	
預金の種類			
口座番号			
口座名義			

令和 年 月 日

竹富町長 殿

組 織 名
代表者名
住 所
電話番号

竹富町自主防災組織補助金使途報告書

（結成準備補助金・防災訓練補助金・防災啓発活動補助金）

令和 年 月 日付け、竹防第 号にて補助金交付決定の通知を受けた事業につきまして、竹富町自主防災組織補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり補助金使途を報告します。

記

1 歳入：町からの補助金額 _____ 円

2 歳出：購入資機材金額 _____ 円

3 その他特記事項

添付書類

- ・領収書の写し
- ・収支決算書
- ・実績報告書等（活動等内容のわかる書類）

様式第 6 号（第 4 条関係）

竹富町自主防災組織補助金（変更・中止）届

令和 年 月 日

竹富町長 殿

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

令和 年 月 日付け、竹防第 号で竹富町自主防災組織補助金の交付決定を受けましたが、次の理由により（変更・中止）するので、竹富町自主防災組織補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により提出します。

事業名称	
変更等の内容	訓練日時の変更 変更前 令和 年 月 日 変更後 令和 年 月 日
変更等の理由	

令和 年 月 日

防災啓発活動補助金事業実績報告書

1 組織名

2 事業名称

3 事業目的

4 事業内容

5 事業期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日